

<証明願について>

証明願は、過去に薬種商販売業の許可を持っていたこと等の証明をするために、都道府県や保健所、特別区等が発行するものです。

申請先は次のとおりです。

※ 23区内に店舗があった場合は、薬種商販売業に係る事務が、平成17年4月1日から特別区に移管されたため、申請先が異なります。お気をつけください。

1 申請先

- ・店舗が23区内にあった場合

平成16年度までに、廃止届を提出した方 健康安全部薬務課薬事免許担当

平成17年度以降に、廃止届を提出した方 特別区各保健所

- ・店舗が多摩地区にあった場合・・・多摩地区の各保健所

2 その他

- ・申請の前に、申請先に、店舗の名称、所在地、廃止年月日等を御連絡ください。
- ・証明願の発行には所要の手数料がかかります。

※ 証明願申請の詳細・販売従事登録全般の御質問については、薬務課薬事免許担当まで
お願いします。